

文部時報



第 912 号

1953 8 月号

義務教育費国庫負担法の予算措置について	天城 勲	2	
市町村職員の新任用制度	岩田 俊	10	
全国教育研究所の概観(上)	山田 清人	16	
学位規則の解説	村山 松雄	22	
□審議会の動静□		36	
中央産業教育審議会・学徒厚生審議会Ⅱ			
文化財保護法制定三年の成果と当面の諸問題	万波 教	49	
西ドイツの教育事情	若菜 照彦	55	
□教育時評□	Benn d' Aetaley	34	
訪問教師制度の実際	小林 孝良	28	
かなの読み書きに関する調査	沖山 光	79	
最近の建築モデルスクールの紹介	池田 伝蔵	64	
教育関係論文(雑誌掲載)目録	88	教育関係論説(新聞掲載)題目一覧	81
文部省重要通達事項一覧	96	編集後記	96
表紙	千村 典夫	カット	品川 工
表紙の二	ニューゴスラビヤの教育風景		

文化財保護法制定三年の 成果と当面の諸問題

万 波 教

昭和二十五年五月三十日に「文化財保護法」の制定をみて、ちょうど三年目であるが、一時は耳あたらしくこえた「文化財」のことばも、いまでは一般に普遍化し、日本の文化行政の上に、「文化財保護」の施策が強力にとりあげられている事実についても非常に認識が高まってきた。これは、各都道府県の事務担当者の努力にもよることであるが、一般の関心がわが国の文化にむけられ、その反省が地についてきたことの証左であるとおもわれる。

一 保存修理および防災計画

事実、文化財保護委員会の成立以来の三年は、文化財保護の行政に画期的な前進がみ

られた。いままでもなく、「文化財保護法」の制定といい、文化財保護行政機関の統一強化という方向で生れた文化財保護委員会の設立といい、いずれも戦前戦後を通じた文化財の破壊と混乱を契機とした、新時代の文化行政の一環であったことは疑う余地のないところである。

このため、文化財保護委員会が何はにおいても着手しなければならなかったのは、荒廃にまかせられた文化財の急速な復旧と、将来のために完備した防災の措置を講ずることであつたのである。

文化財保護委員会では、昭和二十二年にたてられた修理五か年計画を踏襲して保存修理事業を躍進的に推進することとなり、途中、

昭和二十五年のジェーン・キジャの風水害によって二か年の延期を余儀なくされたが、ともかく、昭和二十八年度にはその一部を残して一応五か年計画を完了する運びとなったのである。

昭和二十九年以降は、経常的修理がすすめられるわけであるが、委員会成立後二年間の修理結果には、正に目を見張るものがあったのである。

また、昭和二十四年法隆寺、翌二十五年金閣寺の焼損にかんがみ、恒久的な防災計画をたて、その施設の完備を急いでいるが、昭和二十七年には、実に防災施設費補助として五千二百四十万円を計上したのである。

二 文化財の指定と選定

この修理・防災という仕事は、なんといっても、文化財保護行政の根幹となるものであるが、従前の文化財保護が十分に行き届かなかった原因は保護対象が多すぎたこと（旧国宝六千八百八十五件）もその一つであるので、「文化財保護法」の規定するところにしたがって旧国宝をすべて重要文化財とし、指定基準にしたがって再鑑査を行い新国宝を指定することとなったのである。これはもう、的

指定を避け、あくまでも厳選主義をとって、その格付けにしたいが、保護の万全を期するの
がその目的であったのである。

この目的にしたがって、昭和二十六年度および七年度において、四次にわたって国宝指定を行い、現在その指定物件数は、絵画・彫刻・工芸品・書跡・考古資料・建造物にわたって総計五百九十六件を数えるにいたった。この数字は旧国宝に比して一割にも満たないが、しかしこの四次にわたる指定によって、だいたい基本的な指定の大半が格付されたものといつてもよく、今後の指定は補足的調査のすめられるもの、またはこのこされた基準を逸って指定されるものにかざられるであろう。

史跡・名勝・天然記念物についても、国宝重要文化財と同様重点的保護のため、いわゆる国宝級に相当する「特別史跡名勝天然記念物」の格付指定をすることとなった。

すでに三回にわたってその指定を行い、史跡では奈良遺跡・西都原古墳群・平城宮跡・安土城跡のごとき重要なもの、名勝では銀閣寺庭園・日本三景・富士山のごとき特にすぐれたもの、天然記念物では土佐の「長尾鶏」、阿蘇湖のまわりのごとき代表的なもの九十六

たのである。そして、第八回総会でも、卒にその誠意をひききすべく、検討をつづけているが、現在、この草案に対する日本政府として主張されるおもな点は次の二点となるとおもわれる。すなわち、

1 草案において保護の対象となるものが、建造物・美術工芸品など、いわゆる有形文化財に限られていることは、わが国の「文化財保護法」の主旨との間にずれがある。保護の対象を、史跡・名勝・天然記念物まで拡大すべきである。

2 保護の対象に、特に重要な文化財が多く集まっている地域（センター）があげられているが、このセンターの定義の中に、町（タウン）も入れられるというところは、去年七月、パリで開かれた起草委員会において確認されている。しかし、日本の京都・奈良のごときは、フランスのパリと同様、交通幹線の経由地である関係から、直接に軍事目的に使用されないことを第一条件とするこの対象に入れられるかどうかは疑点がこされていたのである。しかし、日本としては、今次の大戦においてもその位置が十分考慮されたように、特別の措置が講じ

件を指定したのである。

また、演芸・工芸技術等の無形文化財についても、特に価値の高いもので国が保護しなければ衰亡するおそれのあるものについて助成の措置を講ずることになっているが、「助成の措置を講ずべき無形文化財」として芸能関係百六件、工芸技術三十三件を選定した。

ともあれ、文化財保護の行政は、このようにして、着々とその地歩をかため、ようやく軌道にのってきたものというべく、邦家のためにも同慶にたえないものがある。

三 文化財保護国際条約

さて、文化財保護に関する当面の問題として、すでに昨年から関心をあつめて「武力紛争時における文化財保護に関する国際条約」がある。このことについては本誌上で前にも述べたことがあるが、国際的協力の下にも戦火から文化財をまもろうという人類の悲願の表出にほかならない。

このような列国の努力は、すでに一九三八年、当時の国際連盟総会が、非常事態にそなえて各国の文化財を戦火から保護することを採択し、これが協議を各国に要請したことにほじまる。その後オランダ・ベルギーを中心

られるべきである。

四 米国の日本古美術展

文化財の国際的交流を意図して、文化財保護委員会では、アメリカの五つの美術館と共催で本年一月から約一か年間の予定で日本古美術品の巡回展覧会が行われている。すなわち、一月二十五日、まずワシントンの国立美術館を皮切りにその幕がひらかれた。国宝十二点。重要文化財五十七点。重要美術品六十六点。重要文化財五十七点。重要美術品六十六点。米指定十六点、計九十一一点にわたる日本の古美術を前にして、アメリカの美術愛好家たちはもちろん、会場に行った人々は絶賛の声をあげたのである。ワシントン・ポストのレスリー・ジャッド・ポーター氏は「この展覧会ははじめからおしまいで、まれにみるすばらしい展覧会で逸品ぞろいである。」とのべているのである。

かくして、会場は二月二十六日には、ニューヨークのメトロポリタン美術館に移り、七月からはシアトル・シカゴ・ボストンの各美術館を巡回することとなっている。いかに、アメリカのひとびとによるこぼれたかは、ニューヨークにおける一か月の会期中総入場者十八万九千九十四名を数えるにいたったこと

にした協議が重ねられたが、ついに第二次大戦のぼつ発によって中絶せざるを得なかったのである。

しかし、戦火が文化にあたる破壊は、第二次大戦でも例外ではなかった。「戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。」とするユネスコはその第五回総会において、イタリヤから提出された「武力衝突時における文化財保護に関する国際条約案」を採択してこれが審議を行うこととなり、日本代表をまじえた第六回総会は次の決議を採択した。

「ユネスコの加盟国たるは否とを問わず、すべての国々と協議の上、武力の衝突に際して記念物・収集品・その他の文化財を保護するための国際条約の草案（ユネスコ案）を第七回の総会に提出すること」

この決議にもついで第七回総会にその草案が提出されたが、その重要性にかんがみ、さらに各国の検討を待つこととし、結論は本年ひらかれる第八回総会にもちこされた。

いうまでもなく、長い歴史の間に数多い固有の文化遺産を残してきた日本が、この国際的な文化の問題に無関心でありうるわけはな

く、したがって、積極的な協力をすすめてき

をもつても知れることであり、ワシントン一月二十八日発のU. S. S. I. S. の伝えるところによれば、本年の米美術界に文化的的一大ニュースとして波紋を投げかけるものとおもわれる。」といっているのである。

出品された美術品のうち、特に好評を得たのは、「人物鳥獣戯画」、宗達「風神」「雷神」、応挙の「雪中の松」、「平治物語絵巻」、彫刻の「無量力吼」、「天燈鬼」などであった。「鳥獣戯画」についてニューヨークタイムズ紙上で、ハワード・デヴリー氏は「これまでどこもみられなかった動物の観察を主題にしたもののひとつであり、見る人がこのはつらつとした戯画の紙背に感しているものを感じることができらば、そこには何くわぬ顔をした風刺があることがわかるであろう。日本の美術にはおどろくべき独自の個性がある。」とのべている。

また、ワシントン・ポスト紙で、R. J. H. ポーター氏は「この人間生活に対する風刺的な解釈は十二世紀のたいはい、的なふん囲気を反影している。仏教が日本においてポピュラーになったときは、宮廷のエレガントな古風俗が、画家たちのこのましい主題であっ

た。しかし、かれらはすぐそれ自身のイソップ物語に対して目をひらいたのである。」といひ、ドロシイアドロウという女流評論家は「動物による人間行為に対する魂を奪うばかりの風刺である。」とのべている。

応挙の「雪中の松」については、写実派の巨匠の典型である。応挙は、自然に対する科学的解釈を愛して、アカデミーの反響に対した人である。「ポトナー」といひ、神仏をその主材とした平安朝絵画に対しては「日本の芸術家はおだやかな気分から激した気分になったるあらゆる気分の表現に異常な天分をもっている。」(ドロシイアドロウ)とのべている。これらの賞賛は、ジョージサンソム氏の「日本国民の非凡な才能は、その本能的な審美眼および抑制制」ということによるものなのだ。ということばに尽きている。

五 埋蔵文化財の保護強化

文化財保護行政のうえで、当面の重要な課題となつてゐるものに、埋蔵文化財と、民俗資料の取扱ひが問題となつてゐる。

「文化財保護法」制定の画期的な意義は、埋蔵文化財の保護措置をはつきりと規定したことであつた。いまでもなく、埋蔵文化財と

は地下に埋蔵されている文化財である。それが発掘されれば、考古資料となり、民俗資料となり、あるいは他の文化財となる。しかし、それらが地下に埋蔵されているかぎり、埋蔵文化財のカテゴリの中できりあげられるわけである。

文化財保護法によって規定される埋蔵文化財の保護と活用とは、この種の遺跡が心なく破壊され、無計画に濫掘されることを防止して、この保護をはかるとともに、学術的な発掘調査のみによって適正な活用をもとめるものである。偶然発見された遺物や、学術的な発掘によって検出された遺物に対しては、国で保有すべき重要なものは国の機関でこれを保存し、その他のものについても譲渡等によってその所有者を明確にし、みだりに散逸したり、消失したりすることを防ぎ、文化財として適正な保存と活用とはかるものなのである。

けだし、埋蔵文化財に対する関心は、つねに識者の憂慮するところであつた。したがつて文化財保護法の上には、はつきりとこれが保護措置の明記されるにいたつた理由もここにあるわけである。

ところが、終戦後になつて、すべて実証に

強方に発動すること。

二 発掘届出書は、その二十日前までに教育委員会に到達するよう厳重に取りはからう。

三 積極的に掘削の適用を考慮する。

四 発掘により、偶然に発見された埋蔵文化財の処理については遺失物法などによる早急なる処理を奨励する。

なお、文化財保護委員会は、必要があると認めるときは、自ら埋蔵文化財の発掘を施行することができる(保護法第五十八條)ようになつてゐる。この規定にしたがつて、委員会では計画的な発掘を行つてゐるが、昭和二十六年には愛知県教育委員会と協力して「吉胡貝塚」、また、秋田県教育委員会と協力して大湯町「環状列石」の発掘調査を行つて所期の目的を達した。二十七年には、十月から十一月にかけて、岩手県平泉の「無量光院跡」の発掘調査を行った。無量光院は、吾妻鏡によれば、藤原秀衡が宇治平等院に模して建立したものとされ、これが発掘調査は平泉を中心にくりひろげられた藤原三代の文化遺構を知るためにも、また、平安朝文化の交渉を明らかにするためにも、実に貴重な調査であつた。十一月三日、この調査を終つた文化財保護委員会の斎藤・黒板・服部らの各

技官をはじめ、庭園の吉永博士・建築の福山博士・藤島博士らの調査団は、ふたたび発掘地を発掘前の状況に復元してその作業を終つたが、この発掘調査によつて、平安時代の寺院建築および庭園に貴重な資料が得られるとともに、その史跡としての価値も十分に明らかにされたのである。

六 民俗資料の保護

民俗資料の保護については、保護法の第二条に明記されている。しかし、ここ三年にわたつて、保護対象となるべき民俗資料についてはほとんどその保護の実効をあげることができなかった。その理由は、民俗資料が有形文化財の中で、考古資料と併列してとりあげられたため、それがわが国の民族のあらゆる階層の生活資料として歴史的に重要視すべきものであつても、それが芸術的な価値のないものはほとんどかえりみられず、とり上げられた少数のものも、むしろ学術的価値の高いものに限定されてゐたのである。

しかし、民族生活文化の貴重な資料となるべき民俗資料が、同時に保護対象となるべき文化財であることには疑う余地はないのである。ただ民俗資料といつても、生活資料として

よつて歴史的な文化の解明をしようとする機運がみちびかれるとともに、遺跡や遺物に対する関心が急激に高まつてきた。そのために遺跡の発掘発見が相次ぎ、貴重な遺物の発見が行われたということも事実であつた。しかし、これが真剣な学術的研究を目的とするものすべてであればともかく、興味本位の発掘をいざない、心ない中学生や高校生たちの考古趣味から生れた特別教育活動のグループなどによる遺跡の破壊や遺物の散逸も少なくなかつた。その上、土木開発事業の推進によつてその危機はいつそう深まつたのである。

しかし、これらの混乱も、一方には法の趣旨の不徹底ということもあり、また、法の規定を無視した行為などから生れたものもあつたのである。そこで文化財保護委員会としては、法の主旨、なかでも、埋蔵文化財保護の意義を啓もうするとともに、保護措置を強化する施策を推進することとなつたのである。

この強化の措置については昨年十二月二十四日、文委記第三十三号をもつて各都道府県の教育委員会に対して善処方を要請するとともに、主管課長会議を招集して、その徹底を計つたのである。その内容とするところは、一 委任された都道府県教育委員会の権限を

残された有形の文化財はともかくとして、生活社会の中から生れた民間行事や伝承などといういわゆる無形文化財をどう取り扱うかという点で疑点がないではない。また、学術行政であつたか、学術資料、特に歴史資料との間に研究を要する点も多々のことされてゐる。

しかし、現在、文化財保護行政の上でははつきりしていることは、何はにおいても「指定基準」にしたがつて、有形の民俗資料の保護の完べきを期さなければならぬ、ということである。ただ、これが保護の根幹となるべき従前の有形文化財に対する指定基準は、民俗資料の取扱ひに関する限りあいまい不備のそしりをまぬがれないものであつたのである。

そこで、文化財保護委員会としては、民俗資料の概念をまとめ、保護の万全を期するためにも、その指定基準を明確化する必要にせまられたのである。そこで、とりあえず、政令の改正を行い、文化財専門審議会の中に民俗部会をもうけ、ここで「民俗資料の指定基準」を決定したのである。すなわち、

左に掲げる文化財のうち、わが国民の基盤的な生活様式の正しい理解のために欠くことのできないものおよびそれらに関連のある他民族の資料で重要なもの。

- 一 衣食住に関するもの
- 二 生産・産業に関するもの
- 三 通信・交通・運輸に関するもの
- 四 交授・交易に関するもの
- 五 社会制度に関するもの
- 六 言語・表現に関するもの
- 七 信仰に関するもの
- 八 民間知識・技術・教育に関するもの
- 九 民間芸術・娯楽に関するもの
- 十 人の一生に関するもの
- 十一 年中行事に関するもの
- 十二 その他である。

要するに、民俗資料の保護は、文化財保護行政三年目に、はじめて本格的な分野をひらいたものというべく、いまでは全国的な調査を徹底して、指定および保存の措置に対する具体的な方向を定めなければならぬ段階である。指定についても、従来文化財に施されてきた国宝・重要文化財の名称とは別に、国が保存する必要ありとみとめる民俗資料の指定名を法的に定める措置が講ぜられなければならないであろう。ともかく、これが保護の万全を期するためにも各都道府県の協力をまかななければならないことはもちろんである。

(文部省参事官・文化財保護委員会企画課)

文部時報表紙図案募集要項

昭和 29 年 1 月号から 12 月号までに使用する表紙の図案を下記の要項で募集します。

- 1 応募規定
 - (1) しめきり……昭和 28 年 10 月 31 日
 - (2) 原稿送付先……東京都千代田区霞が関 3 の 4 文部省調査局文部時報係あて
(文部時報表紙図案と明記のこと)
 - (3) 用紙……画用紙を使用すること。
 - (4) 図案の大きさ……原寸(日本標準規格 A 列 5 号—横 14.8cm×縦 21.0cm)
 - (5) 図案に必要な文字… 3 の項を参照のこと。
 - (6) 色数…… 3 色(黒を使うときは、黒のほか 2 色)
 - (7) 応募作品はいっさい返却しません。
 - (8) 入選作品の著作権は文部省に帰属します。
- 2 入選作品
 - (1) 応募作品のうちから 4 点を選んで入選作品とします。
 - (2) 入選作品 1 点につき賞金 5,000 円を呈します。
 - (3) 選外佳作若干につき薄謝を呈します。
 - (4) 昭和 28 年 12 月号の本誌上で発表します。
- 3 図案に必要な文字
 - (1) 題字……文部時報 の 4 字(位置・字体は現在どおり。)
 - (2) 編者名……文部省調査局編集 の 8 字(位置・字体は自由、活字でもよい。)
 - (3) 号をあらわす文字… 1) 位置・字体は自由。
2) 書き字のときは、第、0, 1, …… 9, の字体を別紙に書いて添えること。
3) 活字にしてもよい。
 - (4) 月をあらわす文字… 1) 位置・字体は自由。
2) 書き字のときは 0, 1, …… 9, または、1, …… 12, の字体を別紙に書いて添えること。
3) 活字にしてもよい。
4) 例…… 4, 4 月, 4 月号 いずれでもよい。
 - (5) 年をあらわす文字… 1) 西暦を使用すること。
2) 位置・字体は自由。
3) 活字にしてもよい。
4) 例…… 1954, 1954 年 いずれでもよい。
 - (6) 備考… 1) 字体は新字体、左横書きのこと。
2) かざりにローマ字を使うときは訓令式(MONBUZIHŌ)による。

文 部 省 重 要 通 達 事 項 一 覧 表 (昭和28.5.16~6.30)

大 臣 官 房
(人 事 課)

文人総第 60	本年7月1日における昇給について	6. 3	人事課長	本 倉 用 理 長 ・ 國 立 学 校 長 ・ 所 属 課 長
文人任第 68	職員の前歴調査について	5.21	"	"
文人給第 61	俸給月額のうち月1回払について	5.20	"	"
" 第 130	人事異動上申の手続等の一部改正について	6. 3	"	"
" 第 69	国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律の公布について	6. 8	"	文化財委員 長
" 第 72	教育職員の一部昇給とこれらに伴う級の格付について	6.11	"	"
学人 第 14	人事院地方事務所への提出書類について	"	"	"
國人 第 72	旧外地官署職員恩給受給権の時効に関する件	5.21	"	"
" 第 75	昭和28年4月末日現在寒冷地級地別国家公務員給与額調査について	5.22	"	"
" 第 48	人事院規則2-6(人事統計報告)における人事統計報告の様式及びその記入要領についての一部改正について	5.16	"	"
" 第 71	人事院細則の通知について	5.19	"	"
" 第 74	寒冷積雪地における官署の実状調査について	5.22	"	"

編 集 後 記

○当面する行財政問題について天城氏・岩田氏から解説をいただきました。御精読をお願いします。

○全国の教育研究所の概観について国立教育研究所の山田清人氏に執筆をお願いしました。わが国の教育研究所の概観がこれで大観できると思えます。なお来月にも連載します。

○訪問教師制度の実際について八王子の教育研究所長小林氏に御報告をお願いしました。この問題についてのよい参考文献と思えます。

○百聞一見にしかずというわけで、建築モデルスクールを写真と図版とで紹介します。学校建築の明るい面です。

○ことしも来年の表紙の図案を募集します。奮って応募される

ようお願いします。

○読者の御意見御批判をお寄せ下さるようお願いいたします。

MEJ8350
文 部 時 報 八 月 号
第 九 百 十 二 号

昭和二十八年八月五日印刷
昭和二十八年八月十日発行

著 者 文 部 省

発 行 所 東京部中央区銀座西七の一
株式 帝 国 地 方 行 政 学 会

代 表 者 大 谷 類

印 刷 所 東京部立川市曙町三の五五
株式 行 政 学 会 印 刷 所

代 表 者 藤 木 外 次

発 行 所 東京部中央区銀座西七の一
株式 帝 国 地 方 行 政 学 会

代 表 者 三 〇、〇〇〇番
振 替 員 三 〇、〇〇〇番

購 読 料

定 価 六 十 五 円
送 費 四 円
一 年 七 百 八 拾 円 (送 費 込 込)
た だ し 題 大 号 ・ 臨 時 号 の 場 合
は 別 に 代 金 申 し 上 げ ます。な
お 購 読 の 申 込 み は 直 接 発 行 所
ま た は 最 よ り の 書 店 に お 願 い
し ます。